## 報告第1号

市長の専決処分事項の報告について

損害賠償の額の決定について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年2月21日提出

大田原市長 津久井 富雄

## 専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、次のとおり 専決処分する。

令和3年12月23日

大田原市長 津久井 富雄

損害賠償の額の決定について

令和3年10月分かさね橋道路照明に係る電気料金31,145円の未払いに起因する延滞利息の加算による損害賠償の額を次のとおり決定する。

記

- 1 損害賠償額 98円
- 2 事件の概要

令和3年10月分かさね橋道路照明に係る電気料金の支払いについて、請求書が未送付であると考えていたが、令和3年11月分のかさね橋道路照明に係る電気料金の請求書が送付されたことで、当該月分の請求書が送付済みであることを認知し、公文書に混じる未開封の当該月分の請求書の発見に至り、令和3年10月分について、支払い期限である11月15日を過ぎた11月30日の支払いとなった。

このため、令和3年12月分かさね橋道路照明に係る電気料金の請求書において、当該月請求額31,145円に対する遅延利息の加算による清算金(損害賠償額)を支払うこととなった。

3 相手方の住所及び氏名

住所 東京都中央区銀座八丁目13番1号

氏名 東京電力エナジーパートナー株式会社

代表取締役社長 松本 展秀